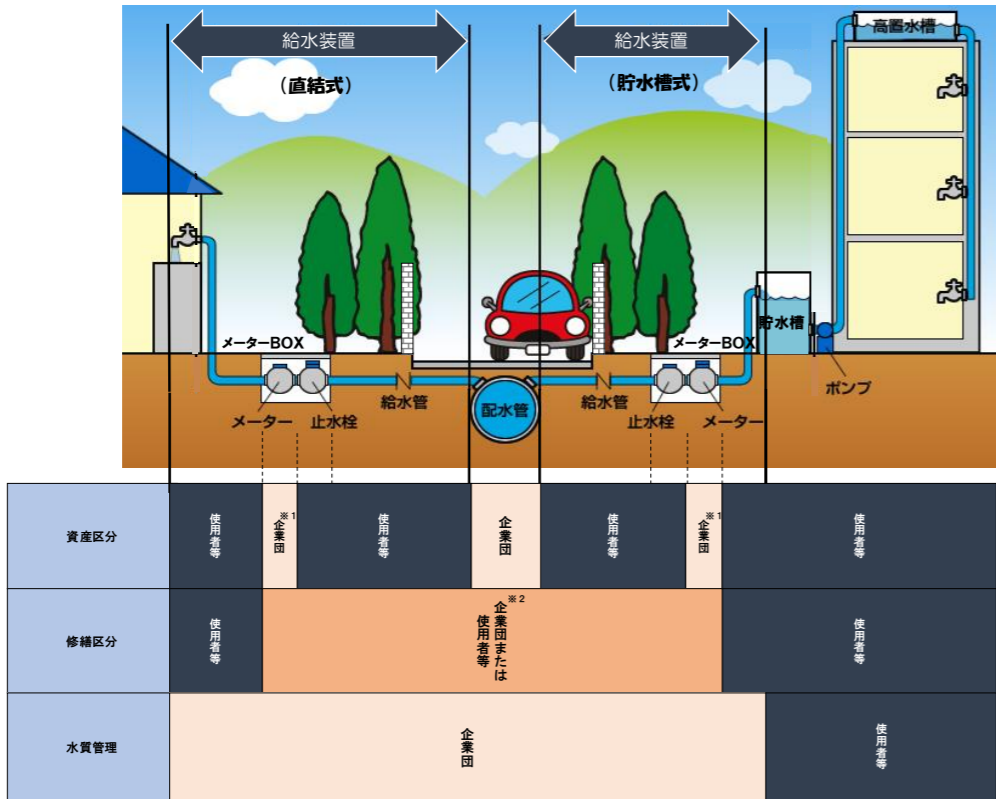
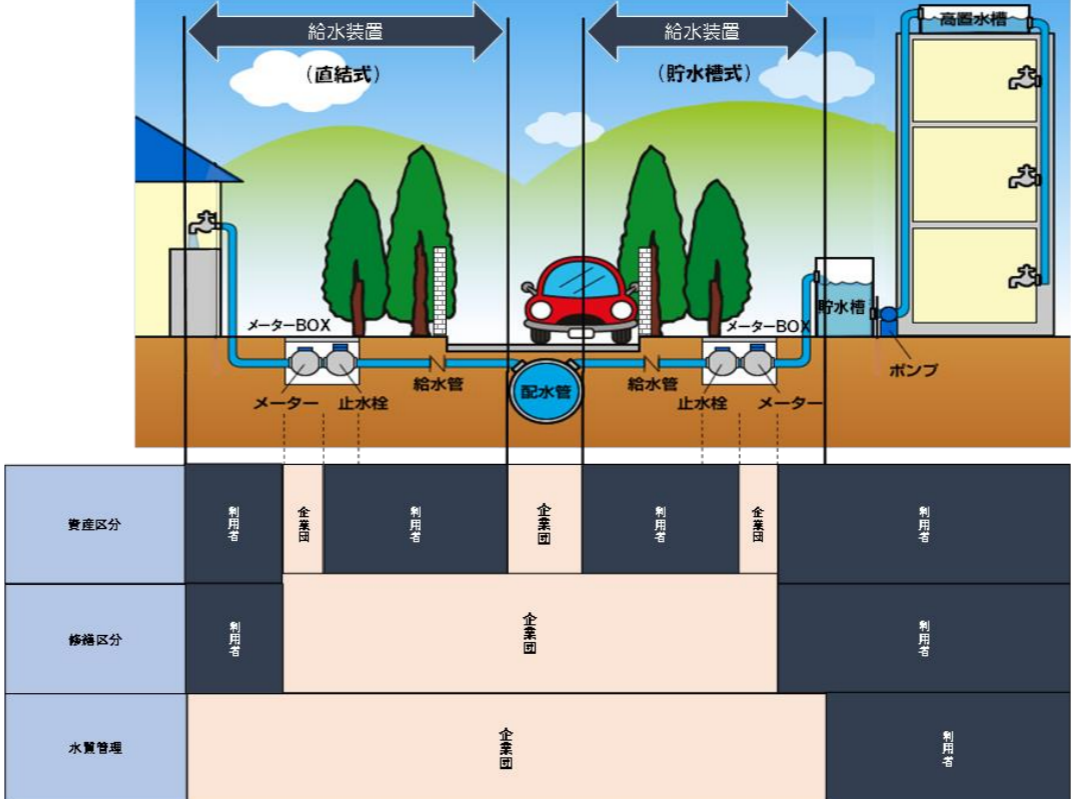


標準給水装置工事施行基準（令和8年4月版） 新旧対照表

新	旧	改訂理由
<p data-bbox="477 659 1003 711">標準給水装置工事施行基準</p> <p data-bbox="566 1516 914 1635">令和8年4月 大阪広域水道企業団</p>	<p data-bbox="1611 659 2136 711">標準給水装置工事施行基準</p> <p data-bbox="1700 1516 2047 1635">令和7年4月 大阪広域水道企業団</p>	

新	旧	改訂理由
<p>1.1 施行基準</p> <p>1.1.1 目的 (用語の省略) 大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程(以下「施行規程」という。)</p> <p>1.1.2 給水装置の定義</p>  <p>図 1-1 給水装置の資産・維持管理</p> <p>※1資産区分の例外について 熊取水道事業及び田尻水道事業においては、口径50mm以上のメーターは給水装置の使用者又は所有者の資産となる。</p> <p>※2修繕区分について 給水条例第23条により、給水装置の使用者、所有者又は管理人(以下、「使用者等」という。)は、水の汚染や漏水が発生しないよう十分注意のうえ給水装置の維持管理をすることとしており、修繕その他必要な処置に要する費用は、使用者等の負担としている。 ただし、施行規程第17条により、配水管の分岐箇所からメーターまでの漏水等に係る修繕については、漏水による道路陥没等の2次災害を防止するため、企業団の負担により修繕を行うことができることとしている。なお、管理義務を怠ったために生じた損害については、使用者等の責任となる。</p>	<p>1.1 施行基準</p> <p>1.1.1 目的 (用語の省略)</p> <p>1.1.2 給水装置の定義</p>  <p>図 1-1 給水装置の資産・維持管理</p>	<p>改訂理由</p> <p>参照の追加に係る修正</p> <p>給水装置の維持管理義務は、原則、給水装置保管者にあることを明記</p>

新			旧			改訂理由
3.2 申請場所			3.2 申請場所			水道センター統合に伴う変更
表 3-1 提出先			表 3-1 提出先			
センター名	所在地	TEL	センター名	所在地	TEL	
藤井寺水道センター	藤井寺市岡一丁目1番1号 (藤井寺市役所内)	072-939-1324(直通)	藤井寺水道センター	藤井寺市岡一丁目1番1号 (藤井寺市役所内)	072-939-1324(直通)	
泉南地域水道センター (泉南市域、阪南市域、 田尻町域及び岬町域)	泉南市樽井 737 番地	072-482-6551(直通)	泉南水道センター	泉南市樽井 737	072-482-6551 (直通)	
四條畷水道センター	四條畷市中野本町1番44号	072-876-7402(直通)	四條畷水道センター	四條畷市中野本町1番44号	072-876-7402 (直通)	
大阪狭山水道センター	大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 (大阪狭山市役所内)	072-349-9413(直通)	大阪狭山水道センター	大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 (大阪狭山市役所内)	072-349-9413 (直通)	
豊能地域水道センター (豊能町域及び能勢町域)	豊能町東ときわ台一丁目2番地の3	072-738-3311(直通)	阪南水道センター	阪南市鳥取 74 番地の 1	072-470-2155 (代表)	
忠岡水道センター	忠岡町忠岡東一丁目34番1号 (忠岡町役場内)	0725-22-1122(代表)	豊能地域水道センター (豊能町域及び能勢町域)	豊能町東ときわ台一丁目2番地の3	072-738-3311 (直通)	
熊取水道センター	熊取町希望が丘二丁目15番4号	072-452-0357(直通)	忠岡水道センター	忠岡町忠岡東一丁目34番1号 (忠岡町役場内)	0725-22-1122 (代表)	
南河内地域水道センター (太子町域、河南町域 及び千早赤阪村域)	太子町大字太子 353 番地の1	0721-98-5536(直通)	熊取水道センター	熊取町希望が丘二丁目15番4号	072-452-0357 (直通)	
			田尻水道センター	田尻町嘉祥寺 375 番地 1 (田尻町役場内)	072-466-5012 (直通)	
			岬水道センター	岬町深日 2000 番地の 1	072-492-4140 (直通)	
			南河内地域水道センター (太子町域、河南町域 及び千早赤阪村域)	太子町大字太子 353 番地の 1	0721-98-5536 (直通)	

新	旧	改訂理由																																																																														
<p>3.3 事務手続き</p> <p>1. 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、企業長が定める工事についてはこの限りでない。（給水条例第10条第1項）</p> <p>2. 条例第10条第1項ただし書の企業長が定める工事は、修繕工事とする。（施行規程第5条第2項）</p> <p>〈解説〉</p> <p>2. 工事の申込み 給水装置工事申込書を水道センターに提出する場合、工事内容により必要添付書類が異なる。(表 3-2)また、「内容」が内部申請の場合、給水方式や建物階数によって追加で必要となる添付書類がある。(表 3-3)工事の申込みに必要な書類を確認し、円滑な事務手続きが行えるよう工事内容を充分理解の上、申込みすること。なお、修繕工事については事前の工事申込み及び承認を要しないが、工事の申込み自体を拒むものではない。</p> <p>4. 加入金・手数料等 (2)設計審査手数料及び工事検査手数料 設計審査手数料及び工事検査手数料は水道センターごとに異なるため、給水条例別表第4を確認すること。また、詳細な算定方法は「その他 設計審査手数料及び工事検査手数料の算定方法」に記載している。</p> <p style="text-align: center;">表 3-4 その他費用</p> <table border="1" data-bbox="276 1108 1205 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水道センター</th> <th rowspan="2">藤井寺</th> <th colspan="4">泉南地域</th> <th rowspan="2">四條畷</th> <th rowspan="2">大阪狭山</th> <th rowspan="2">豊能地域</th> <th rowspan="2">忠岡</th> <th rowspan="2">熊取</th> <th colspan="3">南河内地域</th> </tr> <tr> <th>泉南</th> <th>阪南</th> <th>田尻</th> <th>岬</th> <th>太子</th> <th>河南</th> <th>千早赤阪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メーター負担金</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水道センター	藤井寺	泉南地域				四條畷	大阪狭山	豊能地域	忠岡	熊取	南河内地域			泉南	阪南	田尻	岬	太子	河南	千早赤阪	メーター負担金	○			※		○				※				<p>3.3 事務手続き</p> <p>1. 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。（給水条例第10条第1項）</p> <p>〈解説〉</p> <p>2. 工事の申込み 給水装置工事申込書を水道センターに提出する場合、工事内容により必要添付書類が異なる。(表 3-2)また、「内容」が内部申請の場合、給水方式や建物階数によって追加で必要となる添付書類がある。(表 3-3)工事の申込みに必要な書類を確認し、円滑な事務手続きが行えるよう工事内容を充分理解の上、申込みすること。</p> <p>4. 加入金・手数料等 (2)設計審査手数料及び工事検査手数料 設計審査手数料及び工事検査手数料は水道センターごとに異なるため、給水条例及び施行規程を確認すること。また、詳細な算定方法は「その他 設計審査手数料及び工事検査手数料の算定方法」に記載している。</p> <p style="text-align: center;">表 3-4 その他費用</p> <table border="1" data-bbox="1478 1108 2264 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="3">その他費用</th> <th colspan="12">水道センター</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">藤井寺</th> <th rowspan="2">泉南</th> <th rowspan="2">四條畷</th> <th rowspan="2">大阪狭山</th> <th rowspan="2">阪南</th> <th rowspan="2">豊能地域</th> <th rowspan="2">忠岡</th> <th rowspan="2">熊取</th> <th rowspan="2">田尻</th> <th rowspan="2">岬</th> <th colspan="3">南河内地域</th> </tr> <tr> <th>太子</th> <th>河南</th> <th>千早赤阪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メーター負担金</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	その他費用	水道センター												藤井寺	泉南	四條畷	大阪狭山	阪南	豊能地域	忠岡	熊取	田尻	岬	南河内地域			太子	河南	千早赤阪	メーター負担金	○		○						※	※				<p>修繕工事は、工事申込み及び承認を要しないことを明記</p> <p>修繕工事は、工事申込み及び承認を要しないことを明記。</p> <p>施行規程には手数料の金額についての記載はないため、修正</p> <p>水道センター統合に伴う変更</p>
水道センター			藤井寺	泉南地域								四條畷	大阪狭山	豊能地域	忠岡	熊取	南河内地域																																																															
	泉南	阪南		田尻	岬	太子	河南	千早赤阪																																																																								
メーター負担金	○			※		○				※																																																																						
その他費用	水道センター																																																																															
	藤井寺	泉南	四條畷	大阪狭山	阪南	豊能地域	忠岡	熊取	田尻	岬	南河内地域																																																																					
											太子	河南	千早赤阪																																																																			
メーター負担金	○		○						※	※																																																																						

新		旧		改訂理由																																																																									
<p>4.2 給水方式の決定</p> <p>4.2.2 給水方式の決定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>末端給水柱の設置高さ</th> <th colspan="2">給水方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11階～</td> <td></td> <td colspan="2">貯水槽式</td> </tr> <tr> <td>10 5 6</td> <td rowspan="2">階高(3m) × 階数以下</td> <td>直結増圧式 最小動水圧 0.20Mpa以上</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ●11階以上建築物 ●直圧給水・増圧給水に該当しない規模の建物 ●災害や事故による断水時にも水の確保が必要な病院や事業所及び店舗等 ●一度に多量の水を必要とする建物 ●薬品を使用する工場など、逆流によって水質を汚染する恐れのある建物 ●一定の水圧、水量を必要とする建物 </td> </tr> <tr> <td>5 4 3 2 1</td> <td>直結直圧式 最小動水圧 5階建て 0.35Mpa以上 4階建て 0.30Mpa以上 3階建て 0.25Mpa以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">配水管口径</td> <td>必要給水口径の2ランク以上の口径 ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可</td> <td>必要給水口径の2ランク以上の口径 (口径75mm以上) ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可</td> <td>必要給水口径の2ランク以上の口径 ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可</td> </tr> <tr> <td colspan="2">分岐給水口径</td> <td colspan="2">20mm～75mm</td> <td>20mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 4-6 給水方式基準表</p>		階数	末端給水柱の設置高さ	給水方式		11階～		貯水槽式		10 5 6	階高(3m) × 階数以下	直結増圧式 最小動水圧 0.20Mpa以上	<ul style="list-style-type: none"> ●11階以上建築物 ●直圧給水・増圧給水に該当しない規模の建物 ●災害や事故による断水時にも水の確保が必要な病院や事業所及び店舗等 ●一度に多量の水を必要とする建物 ●薬品を使用する工場など、逆流によって水質を汚染する恐れのある建物 ●一定の水圧、水量を必要とする建物 	5 4 3 2 1	直結直圧式 最小動水圧 5階建て 0.35Mpa以上 4階建て 0.30Mpa以上 3階建て 0.25Mpa以上	配水管口径		必要給水口径の2ランク以上の口径 ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可	必要給水口径の2ランク以上の口径 (口径75mm以上) ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可	必要給水口径の2ランク以上の口径 ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可	分岐給水口径		20mm～75mm		20mm以上	<p>4.2 給水方式の決定</p> <p>4.2.2 給水方式の決定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要な最小動水圧</th> <th>階数</th> <th>末端給水柱の設置高さ</th> <th colspan="2">給水方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>11階～</td> <td></td> <td colspan="2">貯水槽式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 5 6</td> <td rowspan="2">階高(3m) × 階数以下</td> <td>直結増圧式 最小動水圧 0.20Mpa以上</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ●11階以上建築物 ●直圧給水・増圧給水に該当しない規模の建物 ●災害や事故による断水時にも水の確保が必要な病院や事業所及び店舗等 ●一度に多量の水を必要とする建物 ●薬品を使用する工場など、逆流によって水質を汚染する恐れのある建物 ●一定の水圧、水量を必要とする建物 </td> </tr> <tr> <td>0.35 Mpa 0.30 Mpa 0.25 Mpa</td> <td>5 4 3</td> <td>直結直圧式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 1</td> <td></td> <td colspan="2">適用不可</td> </tr> <tr> <td colspan="2">配水管口径</td> <td>必要分岐給水口径の2ランク以上の口径 ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可</td> <td>必要給水口径の2ランク以上の口径 (口径75mm以上) ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可</td> <td>必要給水口径の2ランク以上の口径 ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可</td> </tr> <tr> <td colspan="2">分岐給水口径</td> <td colspan="3">20～75mm以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">流速2.0m/s以下 ・ 瞬時最大給水量上限値</td> <td colspan="2">メーター口径(mm)</td> <td>瞬時最大給水量(L/min)</td> </tr> <tr> <td>20 25 30 40 50 75</td> <td colspan="2">36 55 80 150 235 530</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">流速2.0m/s以下 ・ 共同住宅の場合の最大戸数</td> <td colspan="2">ファミリー用(4人)メーター口径(mm)</td> <td>ワンルーム用(1人)メーター口径(mm)</td> </tr> <tr> <td>20 25 30 40 50 75</td> <td colspan="2">2 4 10 35 85 325</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 4-6 給水方式基準表</p>		必要な最小動水圧	階数	末端給水柱の設置高さ	給水方式			11階～		貯水槽式			10 5 6	階高(3m) × 階数以下	直結増圧式 最小動水圧 0.20Mpa以上	<ul style="list-style-type: none"> ●11階以上建築物 ●直圧給水・増圧給水に該当しない規模の建物 ●災害や事故による断水時にも水の確保が必要な病院や事業所及び店舗等 ●一度に多量の水を必要とする建物 ●薬品を使用する工場など、逆流によって水質を汚染する恐れのある建物 ●一定の水圧、水量を必要とする建物 	0.35 Mpa 0.30 Mpa 0.25 Mpa	5 4 3	直結直圧式		2 1		適用不可		配水管口径		必要分岐給水口径の2ランク以上の口径 ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可	必要給水口径の2ランク以上の口径 (口径75mm以上) ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可	必要給水口径の2ランク以上の口径 ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可	分岐給水口径		20～75mm以下			流速2.0m/s以下 ・ 瞬時最大給水量上限値		メーター口径(mm)		瞬時最大給水量(L/min)	20 25 30 40 50 75	36 55 80 150 235 530		流速2.0m/s以下 ・ 共同住宅の場合の最大戸数		ファミリー用(4人)メーター口径(mm)		ワンルーム用(1人)メーター口径(mm)	20 25 30 40 50 75	2 4 10 35 85 325		<p>給水方式の決定にあたっては、口径別の最大給水量の上限値は使用しないことに加え、6. 直結(直圧・増圧)式の施行基準に同様の表を掲載しているため、削除</p>
階数	末端給水柱の設置高さ	給水方式																																																																											
11階～		貯水槽式																																																																											
10 5 6	階高(3m) × 階数以下	直結増圧式 最小動水圧 0.20Mpa以上	<ul style="list-style-type: none"> ●11階以上建築物 ●直圧給水・増圧給水に該当しない規模の建物 ●災害や事故による断水時にも水の確保が必要な病院や事業所及び店舗等 ●一度に多量の水を必要とする建物 ●薬品を使用する工場など、逆流によって水質を汚染する恐れのある建物 ●一定の水圧、水量を必要とする建物 																																																																										
5 4 3 2 1		直結直圧式 最小動水圧 5階建て 0.35Mpa以上 4階建て 0.30Mpa以上 3階建て 0.25Mpa以上																																																																											
配水管口径		必要給水口径の2ランク以上の口径 ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可	必要給水口径の2ランク以上の口径 (口径75mm以上) ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可	必要給水口径の2ランク以上の口径 ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可																																																																									
分岐給水口径		20mm～75mm		20mm以上																																																																									
必要な最小動水圧	階数	末端給水柱の設置高さ	給水方式																																																																										
	11階～		貯水槽式																																																																										
	10 5 6	階高(3m) × 階数以下	直結増圧式 最小動水圧 0.20Mpa以上	<ul style="list-style-type: none"> ●11階以上建築物 ●直圧給水・増圧給水に該当しない規模の建物 ●災害や事故による断水時にも水の確保が必要な病院や事業所及び店舗等 ●一度に多量の水を必要とする建物 ●薬品を使用する工場など、逆流によって水質を汚染する恐れのある建物 ●一定の水圧、水量を必要とする建物 																																																																									
0.35 Mpa 0.30 Mpa 0.25 Mpa	5 4 3		直結直圧式																																																																										
	2 1		適用不可																																																																										
配水管口径		必要分岐給水口径の2ランク以上の口径 ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可	必要給水口径の2ランク以上の口径 (口径75mm以上) ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可	必要給水口径の2ランク以上の口径 ※配水管に影響がない場合は1ランク以上の口径も可																																																																									
分岐給水口径		20～75mm以下																																																																											
流速2.0m/s以下 ・ 瞬時最大給水量上限値		メーター口径(mm)		瞬時最大給水量(L/min)																																																																									
		20 25 30 40 50 75	36 55 80 150 235 530																																																																										
流速2.0m/s以下 ・ 共同住宅の場合の最大戸数		ファミリー用(4人)メーター口径(mm)		ワンルーム用(1人)メーター口径(mm)																																																																									
		20 25 30 40 50 75	2 4 10 35 85 325																																																																										
<p>4.4 計画使用水量</p> <p>(解説)</p> <p>2. 直結式の計画使用水量</p> <p>(2) 共同住宅等の場合</p> <p>① 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法</p> $Q = 42N^{0.33} \quad [10 \text{ 戸未満}] \quad Q : \text{同時使用水量 (L/min)}$ $Q = 19N^{0.67} \quad [10 \text{ 戸} \sim 600 \text{ 戸未満}] \quad N : \text{戸数}$ <p>この式による戸数と同時使用水量との関係を表 4-5 に示す。</p> <p>② 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法</p> $Q = 26P^{0.36} \quad [30 \text{ 人以下}] \quad Q : \text{同時使用水量 (L/min)}$ $Q = 13P^{0.56} \quad [31 \text{ 人} \sim 200 \text{ 人以下}] \quad P : \text{人数}$ $Q = 6.9P^{0.67} \quad [201 \text{ 人} \sim 2000 \text{ 人以下}]$ <p>この式による居住人数と同時使用水量との関係を表 4-6 に示す。</p>		<p>4.4 計画使用水量</p> <p>(解説)</p> <p>2. 直結式の計画使用水量</p> <p>(2) 共同住宅等の場合</p> <p>① 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法</p> $Q = 42N^{0.33} \quad [10 \text{ 戸未満}] \quad Q : \text{同時使用水量 (L/min)}$ $Q = 19N^{0.67} \quad [10 \text{ 戸} \sim 600 \text{ 戸未満}] \quad N : \text{戸数}$ <p>② 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法</p> $Q = 26P^{0.36} \quad [30 \text{ 人以下}] \quad Q : \text{同時使用水量 (L/min)}$ $Q = 13P^{0.56} \quad [31 \text{ 人} \sim 200 \text{ 人以下}] \quad P : \text{人数}$ $Q = 6.9P^{0.67} \quad [201 \text{ 人} \sim 2000 \text{ 人以下}]$		<p>水力計算に使用する計画使用水量の早見表を掲載</p>																																																																									

新						旧						改訂理由		
表 4-5 戸数と同時使用水量の対比表						表 4-6 居住人数と同時使用水量の対比表								
戸数	同時使用水量(ℓ/min)	戸数	同時使用水量(ℓ/min)	戸数	同時使用水量(ℓ/min)	居住人数	同時使用水量(ℓ/min)	居住人数	同時使用水量(ℓ/min)	居住人数	同時使用水量(ℓ/min)	居住人数	同時使用水量(ℓ/min)	
1	42	51	265	101	418	1	26	51	118	101	172	151	216	
2	53	52	268	102	421	2	33	52	119	102	173	152	217	
3	60	53	272	103	424	3	39	53	120	103	174	153	217	
4	66	54	275	104	427	4	43	54	121	104	175	154	218	
5	71	55	278	105	429	5	46	55	123	105	176	155	219	
6	76	56	282	106	432	6	50	56	124	106	177	156	220	
7	80	57	285	107	435	7	52	57	125	107	178	157	221	
8	83	58	289	108	438	8	55	58	126	108	179	158	221	
9	87	59	292	109	440	9	57	59	128	109	180	159	222	
10	89	60	295	110	443	10	60	60	129	110	181	160	223	
11	95	61	298	111	446	11	62	61	130	111	182	161	224	
12	100	62	302	112	448	12	64	62	131	112	183	162	225	
13	106	63	305	113	451	13	65	63	132	113	184	163	225	
14	111	64	308	114	454	14	67	64	133	114	184	164	226	
15	117	65	311	115	456	15	69	65	135	115	185	165	227	
16	122	66	315	116	459	16	71	66	136	116	186	166	228	
17	127	67	318	117	462	17	72	67	137	117	187	167	228	
18	132	68	321	118	464	18	74	68	138	118	188	168	229	
19	137	69	324	119	467	19	75	69	139	119	189	169	230	
20	141	70	327	120	470	20	76	70	140	120	190	170	231	
21	146	71	330	121	472	21	78	71	141	121	191	171	231	
22	151	72	334	122	475	22	79	72	143	122	192	172	232	
23	155	73	337	123	478	23	80	73	144	123	192	173	233	
24	160	74	340	124	480	24	82	74	145	124	193	174	234	
25	164	75	343	125	483	25	83	75	146	125	194	175	234	
26	169	76	346	126	485	26	84	76	147	126	195	176	235	
27	173	77	349	127	488	27	85	77	148	127	196	177	236	
28	177	78	352	128	490	28	86	78	149	128	197	178	237	
29	181	79	355	129	493	29	87	79	150	129	198	179	237	
30	186	80	358	130	496	30	88	80	151	130	198	180	238	
31	190	81	361	131	498	31	89	81	152	131	199	181	239	
32	194	82	364	132	501	32	91	82	153	132	200	182	240	
33	198	83	367	133	503	33	92	83	154	133	201	183	240	
34	202	84	370	134	506	34	94	84	155	134	202	184	241	
35	206	85	373	135	508	35	95	85	156	135	203	185	242	
36	210	86	376	136	511	36	97	86	157	136	204	186	243	
37	214	87	379	137	513	37	98	87	159	137	204	187	243	
38	217	88	382	138	516	38	100	88	160	138	205	188	244	
39	221	89	384	139	518	39	101	89	161	139	206	189	245	
40	225	90	387	140	521	40	103	90	162	140	207	190	245	
41	229	91	390	141	523	41	104	91	163	141	208	191	246	
42	232	92	393	142	526	42	105	92	164	142	209	192	247	
43	236	93	396	143	528	43	107	93	165	143	209	193	248	
44	240	94	399	144	531	44	108	94	166	144	210	194	248	
45	243	95	402	145	533	45	110	95	167	145	211	195	249	
46	247	96	404	146	536	46	111	96	168	146	212	196	250	
47	251	97	407	147	538	47	112	97	168	147	213	197	251	
48	254	98	410	148	541	48	114	98	169	148	213	198	251	
49	258	99	413	149	543	49	115	99	170	149	214	199	252	
50	261	100	416	150	545	50	116	100	171	150	215	200	253	

新	旧	改訂理由																																																																																																																																																																																																																																		
<p>4.5 給水管の口径決定</p> <p>4.5.1 基本事項 〈解説〉</p> <p>1. 給水管の口径決定を行う上で考慮すべき事項は、次のとおり。 (2) メーター上流側の給水管の口径は、特に理由のある場合を除き、メーター口径と同径とする。ただし、メーター下流側の給水管口径にあつては、メーター口径と同等又はそれ以下の口径とすること。</p> <p>3. メーターの口径 (1) メーターの型式</p> <p style="text-align: center;">表4-13 メーターの型式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">メーター口径 (mm)</th> <th colspan="12">水道センター</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">藤井寺</th> <th colspan="4">泉南地域</th> <th rowspan="2">四條畷</th> <th rowspan="2">大阪狭山</th> <th rowspan="2">豊能地域</th> <th rowspan="2">忠岡</th> <th rowspan="2">熊取</th> <th colspan="3">南河内地域</th> </tr> <tr> <th>泉南</th> <th>阪南</th> <th>田尻</th> <th>岬</th> <th>太子</th> <th>河南</th> <th>千早赤阪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td></td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td><td>A</td><td></td><td></td><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td></tr> <tr><td>25</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>40</td><td></td><td>C</td><td>C・D</td><td>B・C</td><td></td><td>C</td><td>C</td><td>C</td><td>C</td><td>C</td><td>C・D</td><td>C</td></tr> <tr><td>50</td><td rowspan="3">E</td><td rowspan="3">C・E・F</td><td rowspan="3">C・D・F</td><td rowspan="3">—</td><td rowspan="3">E</td><td rowspan="3">F</td><td rowspan="3">E</td><td rowspan="3">E</td><td rowspan="3">C・E</td><td rowspan="3">—</td><td rowspan="3">F</td><td rowspan="3">E</td></tr> <tr><td>75</td></tr> <tr><td>100</td></tr> <tr><td>150</td><td></td><td>G</td><td>G</td><td>—</td><td></td><td>F・G</td><td></td><td></td><td>—</td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>200</td><td></td><td>G</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td>G</td><td>G</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)メーター口径の決定 メーター口径の決定は、計画使用水量がメーター使用流量基準表（表4-14）に示された一時的使用の許容水量（m³/h）及び1日当たりの使用水量（m³/d）の範囲内かつ給水管の管内流速が2.0m/sec以下となるよう選定する。また末端給水が2階までの一般住宅のメーター口径は、表4-15により決定することができる。</p>	メーター口径 (mm)	水道センター												藤井寺	泉南地域				四條畷	大阪狭山	豊能地域	忠岡	熊取	南河内地域			泉南	阪南	田尻	岬	太子	河南	千早赤阪	13		A	A	A		A			A				20	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	25	30	40		C	C・D	B・C		C	C	C	C	C	C・D	C	50	E	C・E・F	C・D・F	—	E	F	E	E	C・E	—	F	E	75	100	150		G	G	—		F・G			—		—	—	200		G	—	—		G	G	—	—		—	—	<p>4.5 給水管の口径決定</p> <p>4.5.1 基本事項 〈解説〉</p> <p>1. 給水管の口径決定を行う上で考慮すべき事項は、次のとおり。 (2)原則、給水管の口径はメーター口径と同径とすること。</p> <p>3. メーターの口径 (1) メーターの型式</p> <p style="text-align: center;">表4-11 メーターの型式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">メーター口径 (mm)</th> <th colspan="12">水道センター</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">藤井寺</th> <th rowspan="2">泉南</th> <th rowspan="2">四條畷</th> <th rowspan="2">大阪狭山</th> <th rowspan="2">阪南</th> <th rowspan="2">豊能地域</th> <th rowspan="2">忠岡</th> <th rowspan="2">熊取</th> <th rowspan="2">田尻</th> <th rowspan="2">岬</th> <th colspan="3">南河内地域</th> </tr> <tr> <th>太子</th> <th>河南</th> <th>千早赤阪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td></td><td>A</td><td></td><td>A</td><td>A</td><td></td><td></td><td>A</td><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">B</td></tr> <tr><td>25</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>40</td><td></td><td>C</td><td>C</td><td>C</td><td>C・D</td><td>C</td><td>C</td><td>C</td><td>B</td><td></td><td>C・D</td><td>C</td></tr> <tr><td>50</td><td rowspan="3">E</td><td rowspan="3">C・E・F</td><td rowspan="3">F</td><td rowspan="3">E</td><td rowspan="3">C・D・F</td><td rowspan="3">E</td><td rowspan="3">E</td><td rowspan="3">C・E</td><td rowspan="3">—</td><td rowspan="3">E</td><td rowspan="3">F</td><td rowspan="3">E</td></tr> <tr><td>75</td></tr> <tr><td>100</td></tr> <tr><td>150</td><td></td><td>G</td><td>F・G</td><td>G</td><td>G</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>200</td><td></td><td>G</td><td>—</td><td>G</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)メーター口径の決定 メーター口径の決定は、計画使用水量がメーター使用流量基準表（表4-12）に示された一時的使用の許容水量（m³/h）及び1日当たりの使用水量（m³/d）の範囲内かつ給水管の管内流速が2.0m/sec以下となるよう選定する。また末端給水が2階までの一般住宅のメーター口径は、表4-13により決定する。</p>	メーター口径 (mm)	水道センター												藤井寺	泉南	四條畷	大阪狭山	阪南	豊能地域	忠岡	熊取	田尻	岬	南河内地域			太子	河南	千早赤阪	13		A		A	A			A	A				20	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	25	30	40		C	C	C	C・D	C	C	C	B		C・D	C	50	E	C・E・F	F	E	C・D・F	E	E	C・E	—	E	F	E	75	100	150		G	F・G	G	G	—	—	—	—		—	—	200		G	—	G	—	—	—	—	—		—	—	<p>手数料算定方法との整合性を考慮して修正</p> <p>水道センター統合に伴う変更</p> <p>表の栓数を超過した場合でも水理計算上適切な口径であれば問題ないことを追記</p>
メーター口径 (mm)		水道センター																																																																																																																																																																																																																																		
		藤井寺	泉南地域				四條畷	大阪狭山	豊能地域	忠岡	熊取	南河内地域																																																																																																																																																																																																																								
	泉南		阪南	田尻	岬	太子						河南	千早赤阪																																																																																																																																																																																																																							
13		A	A	A		A			A																																																																																																																																																																																																																											
20	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B																																																																																																																																																																																																																								
25																																																																																																																																																																																																																																				
30																																																																																																																																																																																																																																				
40		C	C・D	B・C		C	C	C	C	C	C・D	C																																																																																																																																																																																																																								
50	E	C・E・F	C・D・F	—	E	F	E	E	C・E	—	F	E																																																																																																																																																																																																																								
75																																																																																																																																																																																																																																				
100																																																																																																																																																																																																																																				
150		G	G	—		F・G			—		—	—																																																																																																																																																																																																																								
200		G	—	—		G	G	—	—		—	—																																																																																																																																																																																																																								
メーター口径 (mm)	水道センター																																																																																																																																																																																																																																			
	藤井寺	泉南	四條畷	大阪狭山	阪南	豊能地域	忠岡	熊取	田尻	岬	南河内地域																																																																																																																																																																																																																									
											太子	河南	千早赤阪																																																																																																																																																																																																																							
13		A		A	A			A	A																																																																																																																																																																																																																											
20	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B																																																																																																																																																																																																																								
25																																																																																																																																																																																																																																				
30																																																																																																																																																																																																																																				
40		C	C	C	C・D	C	C	C	B		C・D	C																																																																																																																																																																																																																								
50	E	C・E・F	F	E	C・D・F	E	E	C・E	—	E	F	E																																																																																																																																																																																																																								
75																																																																																																																																																																																																																																				
100																																																																																																																																																																																																																																				
150		G	F・G	G	G	—	—	—	—		—	—																																																																																																																																																																																																																								
200		G	—	G	—	—	—	—	—		—	—																																																																																																																																																																																																																								

新	旧	改訂理由																														
<p>4.5.2 損失水頭の計算 (解説) 1.給水管の摩擦損失水頭 ウェストン公式において、口径13～50mmの給水管に対する流速、流量、動水勾配曲線を図4-10に示す。これらの式により、動水勾配は表4-16の口径別管断面積を利用すると表4-17の簡略式となる。この簡略式の計算結果早見表を表4-18、表4-19、表4-20、表4-21に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 4-16 口径別管断面積</p> <table border="1" data-bbox="409 531 1071 730"> <thead> <tr> <th>口径(mm)</th> <th>断面積(m²)</th> <th>口径(mm)</th> <th>断面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>0.0001328</td> <td>30</td> <td>0.0007069</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>0.0003142</td> <td>40</td> <td>0.0012567</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>0.0004909</td> <td>50</td> <td>0.0019635</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 4-17 ウェストン公式の簡略式</p> <table border="1" data-bbox="338 806 1142 1152"> <thead> <tr> <th>口径(mm)</th> <th>動水勾配(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>$I = (2803980 Q^2 + 40973 Q^{1.5}) \times 1000$</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>$I = (325591 Q^2 + 6970 Q^{1.5}) \times 1000$</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>$I = (106706 Q^2 + 2753 Q^{1.5}) \times 1000$</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>$I = (42882 Q^2 + 1278 Q^{1.5}) \times 1000$</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>$I = (10176 Q^2 + 373 Q^{1.5}) \times 1000$</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>$I = (3335 Q^2 + 140 Q^{1.5}) \times 1000$</td> </tr> </tbody> </table>	口径(mm)	断面積(m ²)	口径(mm)	断面積(m ²)	13	0.0001328	30	0.0007069	20	0.0003142	40	0.0012567	25	0.0004909	50	0.0019635	口径(mm)	動水勾配(%)	13	$I = (2803980 Q^2 + 40973 Q^{1.5}) \times 1000$	20	$I = (325591 Q^2 + 6970 Q^{1.5}) \times 1000$	25	$I = (106706 Q^2 + 2753 Q^{1.5}) \times 1000$	30	$I = (42882 Q^2 + 1278 Q^{1.5}) \times 1000$	40	$I = (10176 Q^2 + 373 Q^{1.5}) \times 1000$	50	$I = (3335 Q^2 + 140 Q^{1.5}) \times 1000$	<p>4.5.2 損失水頭の計算 (解説) 1.給水管の摩擦損失水頭 ウェストン公式において、口径13～50mmの給水管に対する流速、流量、動水勾配曲線を図4-10に示す。</p>	<p>水理計算に使用する動水勾配計算の簡略式及び早見表を掲載</p>
口径(mm)	断面積(m ²)	口径(mm)	断面積(m ²)																													
13	0.0001328	30	0.0007069																													
20	0.0003142	40	0.0012567																													
25	0.0004909	50	0.0019635																													
口径(mm)	動水勾配(%)																															
13	$I = (2803980 Q^2 + 40973 Q^{1.5}) \times 1000$																															
20	$I = (325591 Q^2 + 6970 Q^{1.5}) \times 1000$																															
25	$I = (106706 Q^2 + 2753 Q^{1.5}) \times 1000$																															
30	$I = (42882 Q^2 + 1278 Q^{1.5}) \times 1000$																															
40	$I = (10176 Q^2 + 373 Q^{1.5}) \times 1000$																															
50	$I = (3335 Q^2 + 140 Q^{1.5}) \times 1000$																															

新						旧						改訂理由
表 4-18 ウェストン公式による動水勾配早見表 (13 mm～25 mm)												
口径13mm		口径20mm				口径25mm						
流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (%)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (%)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (%)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (%)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (%)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (%)	
0	0	0	0	41	277	0	0	41	99	81	331	
1	4	1	1	42	289	1	0	42	103	82	338	
2	11	2	2	43	301	2	1	43	108	83	346	
3	21	3	3	44	314	3	1	44	112	84	353	
4	35	4	5	45	326	4	2	45	117	85	361	
5	51	5	8	46	339	5	3	46	121	86	369	
6	69	6	10	47	353	6	4	47	126	87	376	
7	90	7	13	48	366	7	5	48	131	88	384	
8	113	8	17	49	380	8	6	49	135	89	392	
9	138	9	20	50	394	9	7	50	140	90	400	
10	166	10	24	51	408	10	9	51	145	91	408	
11	196	11	28	52	422	11	10	52	150	92	416	
12	228	12	33	53	437	12	12	53	156	93	424	
13	262	13	38	54	452	13	14	54	161	94	433	
14	299	14	43	55	467	14	16	55	166	95	441	
15	337	15	48	56	482	15	18	56	171	96	449	
16	378	16	54	57	498	16	20	57	177	97	458	
17	421	17	59	58	514	17	22	58	182	98	466	
18	465	18	66	59	530	18	24	59	188	99	475	
19	512	19	72	60	546	19	26	60	194	100	484	
20	561	20	79	61	562	20	29	61	200	101	492	
21	612	21	86	62	579	21	31	62	205	102	501	
22	665	22	93	63	596	22	34	63	211	103	510	
23	720	23	100	64	613	23	36	64	217	104	519	
24	776	24	108	65	631	24	39	65	223	105	528	
25	835	25	116	66	648	25	42	66	230	106	537	
26	896	26	124	67	666	26	45	67	236	107	547	
27	959	27	132	68	684	27	48	68	242	108	556	
28	1024	28	141	69	702	28	51	69	248	109	565	
29	1090	29	150	70	721	29	54	70	255	110	575	
30	1159	30	159	71	740	30	57	71	261	111	584	
31	1230	31	169	72	759	31	61	72	268	112	594	
32	1302	32	178	73	778	32	64	73	275	113	603	
33	1377	33	188	74	797	33	68	74	282	114	613	
34	1453	34	199	75	817	34	71	75	288	115	623	
35	1531	35	209	76	837	35	75	76	295	116	633	
36	1612	36	220	77	857	36	79	77	302	117	643	
37	1694	37	231	78	877	37	83	78	309	118	653	
38	1778	38	242	79	897	38	87	79	317	119	663	
39	1864	39	253	80	918	39	91	80	324	120	673	
40	1951	40	265			40	95					

新		旧						改訂理由
表 4-19 ウェストン公式による動水勾配早見表 (30 mm)								
口径30mm								
流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (‰)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (‰)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (‰)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (‰)	
0	0	41	43	81	142	121	290	
1	0	42	45	82	145	122	294	
2	0	43	47	83	148	123	299	
3	1	44	48	84	151	124	303	
4	1	45	50	85	154	125	308	
5	1	46	52	86	157	126	312	
6	2	47	54	87	161	127	317	
7	2	48	56	88	164	128	321	
8	3	49	58	89	167	129	326	
9	3	50	61	90	171	130	330	
10	4	51	63	91	174	131	335	
11	5	52	65	92	178	132	339	
12	5	53	67	93	181	133	344	
13	6	54	69	94	185	134	349	
14	7	55	72	95	188	135	353	
15	8	56	74	96	192	136	358	
16	9	57	76	97	195	137	363	
17	10	58	78	98	199	138	368	
18	11	59	81	99	202	139	373	
19	12	60	83	100	206	140	378	
20	13	61	86	101	210	141	382	
21	14	62	88	102	214	142	387	
22	15	63	91	103	217	143	392	
23	16	64	93	104	221	144	397	
24	17	65	96	105	225	145	402	
25	18	66	99	106	229	146	407	
26	20	67	101	107	233	147	412	
27	21	68	104	108	237	148	417	
28	22	69	107	109	240	149	423	
29	24	70	109	110	244	150	428	
30	25	71	112	111	248	151	433	
31	26	72	115	112	252	152	438	
32	28	73	118	113	257	153	443	
33	29	74	121	114	261	154	449	
34	31	75	123	115	265	155	454	
35	33	76	126	116	269	156	459	
36	34	77	129	117	273	157	465	
37	36	78	132	118	277	158	470	
38	38	79	135	119	282	159	475	
39	39	80	138	120	286	160	481	
40	41							

新		旧						改訂理由
表 4-20 ウェストン公式による動水勾配早見表(40 mm)								
口径40mm								
流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (‰)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (‰)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (‰)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (‰)	
0	0	41	11	81	37	121	75	
1	0	42	12	82	38	122	76	
2	0	43	12	83	39	123	77	
3	0	44	13	84	39	124	79	
4	0	45	13	85	40	125	80	
5	0	46	14	86	41	126	81	
6	0	47	14	87	42	127	82	
7	1	48	15	88	43	128	83	
8	1	49	15	89	44	129	84	
9	1	50	16	90	45	130	85	
10	1	51	17	91	45	131	87	
11	1	52	17	92	46	132	88	
12	1	53	18	93	47	133	89	
13	2	54	18	94	48	134	90	
14	2	55	19	95	49	135	91	
15	2	56	20	96	50	136	93	
16	2	57	20	97	51	137	94	
17	3	58	21	98	52	138	95	
18	3	59	21	99	53	139	96	
19	3	60	22	100	54	140	97	
20	3	61	23	101	55	141	99	
21	4	62	23	102	56	142	100	
22	4	63	24	103	57	143	101	
23	4	64	25	104	57	144	102	
24	5	65	25	105	58	145	104	
25	5	66	26	106	59	146	105	
26	5	67	27	107	60	147	106	
27	6	68	27	108	61	148	108	
28	6	69	28	109	62	149	109	
29	6	70	29	110	63	150	110	
30	7	71	29	111	65	151	112	
31	7	72	30	112	66	152	113	
32	7	73	31	113	67	153	114	
33	8	74	32	114	68	154	116	
34	8	75	32	115	69	155	117	
35	9	76	33	116	70	156	118	
36	9	77	34	117	71	157	120	
37	10	78	35	118	72	158	121	
38	10	79	35	119	73	159	122	
39	10	80	36	120	74	160	124	
40	11							

新												旧	改訂理由
表 4-21 ウェストン公式による動水勾配早見表 (50 mm)													
口径50mm													
流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (%)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (%)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (%)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (%)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (%)	流量 (ℓ/mim)	動水勾配 (%)		
0	0	41	4	81	13	121	26	161	43	201	65		
1	0	42	4	82	13	122	27	162	44	202	65		
2	0	43	4	83	14	123	27	163	44	203	66		
3	0	44	5	84	14	124	27	164	45	204	66		
4	0	45	5	85	14	125	28	165	45	205	67		
5	0	46	5	86	14	126	28	166	46	206	67		
6	0	47	5	87	15	127	29	167	46	207	68		
7	0	48	5	88	15	128	29	168	47	208	69		
8	0	49	5	89	15	129	29	169	47	209	69		
9	0	50	6	90	16	130	30	170	48	210	70		
10	0	51	6	91	16	131	30	171	48	211	70		
11	0	52	6	92	16	132	31	172	49	212	71		
12	1	53	6	93	17	133	31	173	49	213	72		
13	1	54	6	94	17	134	31	174	50	214	72		
14	1	55	7	95	17	135	32	175	50	215	73		
15	1	56	7	96	17	136	32	176	51	216	73		
16	1	57	7	97	18	137	33	177	51	217	74		
17	1	58	7	98	18	138	33	178	52	218	75		
18	1	59	8	99	18	139	34	179	52	219	75		
19	1	60	8	100	19	140	34	180	53	220	76		
20	1	61	8	101	19	141	34	181	54	221	77		
21	1	62	8	102	19	142	35	182	54	222	77		
22	1	63	8	103	20	143	35	183	55	223	78		
23	2	64	9	104	20	144	36	184	55	224	78		
24	2	65	9	105	20	145	36	185	56	225	79		
25	2	66	9	106	21	146	37	186	56	226	80		
26	2	67	9	107	21	147	37	187	57	227	80		
27	2	68	10	108	21	148	37	188	57	228	81		
28	2	69	10	109	22	149	38	189	58	229	82		
29	2	70	10	110	22	150	38	190	58	230	82		
30	2	71	10	111	23	151	39	191	59	231	83		
31	3	72	11	112	23	152	39	192	59	232	84		
32	3	73	11	113	23	153	40	193	60	233	84		
33	3	74	11	114	24	154	40	194	61	234	85		
34	3	75	11	115	24	155	41	195	61	235	85		
35	3	76	12	116	24	156	41	196	62	236	86		
36	3	77	12	117	25	157	42	197	62	237	87		
37	3	78	12	118	25	158	42	198	63	238	87		
38	4	79	12	119	25	159	43	199	63	239	88		
39	4	80	13	120	26	160	43	200	64	240	89		
40	4												

新		旧		改訂理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>5.4 メーター設置基準</p> <p>5.4.2 メーターの設置 〈解説〉</p> <p>3. 水道センターのメーター設置方法</p> <p style="text-align: center;">表 5-3 メーターの設置方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水道センター</th> <th rowspan="2">藤井寺</th> <th colspan="4">泉南地域</th> <th rowspan="2">四條畷</th> <th rowspan="2">大阪狭山</th> <th rowspan="2">豊能地域</th> <th rowspan="2">忠岡</th> <th rowspan="2">熊取</th> <th colspan="4">南河内地域</th> </tr> <tr> <th>泉南</th> <th>阪南</th> <th>田尻</th> <th>岬</th> <th>太子</th> <th>河南</th> <th>千早赤阪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">直結式</td> <td rowspan="2">二世帯住宅</td> <td>各戸公設メーター</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td>親メーター</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">共同住宅 (直圧式)</td> <td>各戸公設メーター(地付け)</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td>親メーター(各戸私設メーター)</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td>親メーター(各戸公設メーター)</td> <td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>親メーター(各戸公設メーター)</td> <td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同住宅 (増圧式)</td> <td>親メーター(各戸私設メーター)</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td>親メーター(各戸公設メーター)</td> <td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貯水槽式</td> <td rowspan="2">共同住宅</td> <td>親メーター(各戸私設メーター)</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td>親メーター(各戸公設メーター)</td> <td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p><設計審査手数料及び工事検査手数料の算定方法></p> <p>(1)新設工事 ①新設する給水装置のメーター口径を対象に手数料を徴収する。(例1) (2)改良工事 ①新たに改造する給水装置のうち、最大口径(メーターを含む場合は、そのメーター口径)を対象に手数料を徴収する。(例5) ②新たに増設する給水装置のうち、最大口径を対象に手数料を徴収する。(例6) (3)臨時栓工事 ①新たに設置する給水装置のうち、最大口径(メーターを含む場合は、そのメーター口径)を対象に手数料を徴収する。(例10)</p>		水道センター	藤井寺	泉南地域				四條畷	大阪狭山	豊能地域	忠岡	熊取	南河内地域				泉南	阪南	田尻	岬	太子	河南	千早赤阪	直結式	二世帯住宅	各戸公設メーター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	親メーター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	共同住宅 (直圧式)	各戸公設メーター(地付け)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	親メーター(各戸私設メーター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●				親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●				共同住宅 (増圧式)	親メーター(各戸私設メーター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●				貯水槽式	共同住宅	親メーター(各戸私設メーター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●				<p>5.4 メーター設置基準</p> <p>5.4.2 メーターの設置 〈解説〉</p> <p>3. 水道センターのメーター設置方法</p> <p style="text-align: center;">表 5-3 メーターの設置方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">水道センター</th> <th colspan="12">水道センター</th> </tr> <tr> <th>藤井寺</th> <th>泉南</th> <th>四條畷</th> <th>大阪狭山</th> <th>阪南</th> <th>豊能地域</th> <th>忠岡</th> <th>熊取</th> <th>田尻</th> <th>岬</th> <th colspan="3">南河内地域</th> </tr> <tr> <th rowspan="6">直結式</th> <th rowspan="2">二世帯住宅</th> <td>各戸公設メーター</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td>親メーター</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <th rowspan="4">共同住宅 (直圧式)</th> <td>各戸公設メーター(地付け)</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td>親メーター(各戸私設メーター)</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td>親メーター(各戸公設メーター)</td> <td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>親メーター(各戸公設メーター)</td> <td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <th rowspan="2">共同住宅 (増圧式)</th> <td>親メーター(各戸私設メーター)</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td>親メーター(各戸公設メーター)</td> <td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <th rowspan="2">貯水槽式</th> <th rowspan="2">共同住宅</th> <td>親メーター(各戸私設メーター)</td> <td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td> </tr> <tr> <td>親メーター(各戸公設メーター)</td> <td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </thead></table>		区分	水道センター	水道センター												藤井寺	泉南	四條畷	大阪狭山	阪南	豊能地域	忠岡	熊取	田尻	岬	南河内地域			直結式	二世帯住宅	各戸公設メーター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	親メーター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	共同住宅 (直圧式)	各戸公設メーター(地付け)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	親メーター(各戸私設メーター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●					親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●					共同住宅 (増圧式)	親メーター(各戸私設メーター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●					貯水槽式	共同住宅	親メーター(各戸私設メーター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●				
水道センター	藤井寺			泉南地域									四條畷	大阪狭山	豊能地域	忠岡	熊取	南河内地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		泉南	阪南	田尻	岬	太子	河南	千早赤阪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
直結式	二世帯住宅	各戸公設メーター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		親メーター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	共同住宅 (直圧式)	各戸公設メーター(地付け)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		親メーター(各戸私設メーター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
共同住宅 (増圧式)	親メーター(各戸私設メーター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
貯水槽式	共同住宅	親メーター(各戸私設メーター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
区分	水道センター	水道センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		藤井寺	泉南	四條畷	大阪狭山	阪南	豊能地域	忠岡	熊取	田尻	岬	南河内地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
直結式	二世帯住宅	各戸公設メーター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		親メーター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	共同住宅 (直圧式)	各戸公設メーター(地付け)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		親メーター(各戸私設メーター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
共同住宅 (増圧式)	親メーター(各戸私設メーター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
貯水槽式	共同住宅	親メーター(各戸私設メーター)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		親メーター(各戸公設メーター)			●	●				●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

<設計審査手数料及び工事検査手数料の算定方法>

(1)新設工事
①新設する給水装置を対象に手数料を徴収する。(例1)
(2)改良工事
①新たに改造する給水装置を対象に手数料を徴収する。(例5)
②新たに増設する給水装置を対象に手数料を徴収する。(例6)
(3)臨時栓工事
①新たに設置する給水装置を対象に手数料を徴収する。(例10)

 水道センター統合に伴う変更及び一部記載漏れ 手数料算定方法との整合性を考慮して修正 |

標準給水装置工事施行基準（令和8年4月版） 新旧対照表

新	旧	改訂理由																																																																																		
<p>(様式第1号) ※企業団使用欄</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">決</td> <td style="width:10%; text-align: center;">裁</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">使用者番号</td> <td style="width:10%; text-align: center;">水栓番号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">水道技術管理 補助者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"></td> <td style="text-align: center;">整理番号</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 18px; margin-top: 20px;">給水装置工事申込書</p> <p>(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様 年 月 日</p> <p>大阪広域水道企業団水道事業給水条例第10条第1項により、給水装置工事を次のとおり申し込みます。 本申込書の提出に当たり、大阪広域水道企業団水道事業給水条例、同条例に関連する規程及び下記の誓約事項を遵守するとともに、本工事に関する第三者からの異議申し立てについては、当方で責任をもって解決します。 また、給水装置工事を行うに当たり、工事に必要な一切の権限を下記の指定給水装置工事業者に委任します。 なお、加入金・手数料等を納期限までに納付しなかったときは、申込みが取り消される事を了承します。</p> <p>申込者(委任者) 住所 _____ フリガナ _____ 氏名又は名称 代表者の氏名 _____ 電話番号 _____</p> <p>工事場所(設置場所) _____</p> <p>備考 当該申込みにおいて記入された個人に関する情報について、給水装置工事の施工に伴う事務のほか、水道事業の運営に係る事務の目的に利用することを承諾します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">誓約事項</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急やむを得ない場合の給水制限、断水及び濁り水等により損害が生じても、大阪広域水道企業団に対し損害を請求しません。 2. 加入金・手数料等について、大阪広域水道企業団水道事業給水条例の定めに従い納付します。 3. メーターの設置場所周辺は、メーターの検針、取替又は修繕に支障のないよう管理します。もし支障が生じた場合には、メーター位置の変更等、自費で必要な対応を行います。 4. 借用したメーターを亡失又は毀損した場合は、その損害を賠償します。 5. 配水管から分岐した本給水装置は私の所有物ですので、私が責任をもって維持管理します。 6. 本給水装置の老朽化等による錆水又は通水障害により配管替えを必要とする場合は、自費で対応します。 7. この工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合、すべて工事申込者の責任において解決します。 8. 本給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対して一切の権利義務を承継します。 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">委任代理人</td> <td style="width: 40%;"> 指定給水装置工事事業者 指定第 _____ 号 住所 _____ 氏名又は名称 代表者の氏名 _____ 電話番号 _____ 主任技術者交付番号 第 _____ 号 氏名 _____ 上記の誓約事項及び提出書類は全て申込者に説明しています。 </td> <td style="width: 30%;"> 工 種 A 新 設 B 改 良 C 臨 時 栓 D 給水主管 DD 引込管 E 撤 去 F 修 繕 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: 8px;">※企業団使用欄</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">給水方式</td> <td> <input type="checkbox"/>直結直圧式 <input type="checkbox"/>3～5階直結直圧式 <input type="checkbox"/>直結増圧式 <input type="checkbox"/>貯水槽式 </td> </tr> <tr> <td>メーター口径</td> <td> <input type="checkbox"/>φ13mm <input type="checkbox"/>φ20mm <input type="checkbox"/>φ25mm <input type="checkbox"/>φ30mm <input type="checkbox"/>φ40mm <input type="checkbox"/>φ50mm <input type="checkbox"/>φ _____ mm </td> </tr> </table>	決	裁							使用者番号	水栓番号	水道技術管理 補助者																		整理番号		誓約事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急やむを得ない場合の給水制限、断水及び濁り水等により損害が生じても、大阪広域水道企業団に対し損害を請求しません。 2. 加入金・手数料等について、大阪広域水道企業団水道事業給水条例の定めに従い納付します。 3. メーターの設置場所周辺は、メーターの検針、取替又は修繕に支障のないよう管理します。もし支障が生じた場合には、メーター位置の変更等、自費で必要な対応を行います。 4. 借用したメーターを亡失又は毀損した場合は、その損害を賠償します。 5. 配水管から分岐した本給水装置は私の所有物ですので、私が責任をもって維持管理します。 6. 本給水装置の老朽化等による錆水又は通水障害により配管替えを必要とする場合は、自費で対応します。 7. この工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合、すべて工事申込者の責任において解決します。 8. 本給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対して一切の権利義務を承継します。 	委任代理人	指定給水装置工事事業者 指定第 _____ 号 住所 _____ 氏名又は名称 代表者の氏名 _____ 電話番号 _____ 主任技術者交付番号 第 _____ 号 氏名 _____ 上記の誓約事項及び提出書類は全て申込者に説明しています。	工 種 A 新 設 B 改 良 C 臨 時 栓 D 給水主管 DD 引込管 E 撤 去 F 修 繕	※企業団使用欄		給水方式	<input type="checkbox"/> 直結直圧式 <input type="checkbox"/> 3～5階直結直圧式 <input type="checkbox"/> 直結増圧式 <input type="checkbox"/> 貯水槽式	メーター口径	<input type="checkbox"/> φ13mm <input type="checkbox"/> φ20mm <input type="checkbox"/> φ25mm <input type="checkbox"/> φ30mm <input type="checkbox"/> φ40mm <input type="checkbox"/> φ50mm <input type="checkbox"/> φ _____ mm	<p>(様式第1号) ※企業団使用欄</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">決</td> <td style="width:10%; text-align: center;">裁</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">使用者番号</td> <td style="width:10%; text-align: center;">水栓番号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">所長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"></td> <td style="text-align: center;">整理番号</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 18px; margin-top: 20px;">給水装置工事申込書</p> <p>(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様 年 月 日</p> <p>大阪広域水道企業団水道事業給水条例第10条第1項により、給水装置工事を次のとおり申し込みます。 本申込書の提出に当たり、大阪広域水道企業団水道事業給水条例、同施行規程及び下記の誓約事項を遵守するとともに、本工事に関する第三者からの異議申し立てについては、当方で責任をもって解決します。 また、給水装置工事を行うに当たり、工事に必要な一切の権限を下記の指定給水装置工事業者に委任します。 なお、加入金・手数料等を納期限までに納付しなかったときは、申込みが取り消される事を了承します。</p> <p>申込者(委任者) 住所 _____ フリガナ _____ 氏名又は名称 代表者の氏名 _____ 電話番号 _____</p> <p>工事場所(設置場所) _____</p> <p>備考 当該申込みにおいて記入された個人に関する情報について、給水装置工事の施工に伴う事務のほか、水道事業の運営に係る事務の目的に利用することを承諾します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">誓約事項</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急やむを得ない場合の給水制限、断水及び濁り水等により損害が生じても、大阪広域水道企業団に対し損害を請求しません。 2. 加入金・手数料等について、大阪広域水道企業団水道事業給水条例の定めに従い納付します。 3. メーターの設置場所周辺は、メーターの検針、取替又は修繕に支障のないよう管理します。もし支障が生じた場合には、メーター位置の変更等、自費で必要な対応を行います。 4. 借用したメーターを亡失又は毀損した場合は、その損害を賠償します。 5. 配水管から分岐した本給水装置は私の所有物ですので、私が責任をもって維持管理します。 6. 本給水装置の老朽化等による錆水又は通水障害により配管替えを必要とする場合は、自費で対応します。 7. この工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合、すべて工事申込者の責任において解決します。 8. 本給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対して一切の権利義務を承継します。 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">委任代理人</td> <td style="width: 40%;"> 指定給水装置工事事業者 指定第 _____ 号 住所 _____ 氏名又は名称 代表者の氏名 _____ 電話番号 _____ 主任技術者交付番号 第 _____ 号 氏名 _____ 上記の誓約事項及び提出書類は全て申込者に説明しています。 </td> <td style="width: 30%;"> 工 種 A 新 設 B 改 良 C 臨 時 栓 D 給水主管 DD 引込管 E 撤 去 F 修 繕 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: 8px;">※企業団使用欄</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">給水方式</td> <td> <input type="checkbox"/>直結直圧式 <input type="checkbox"/>3～5階直結直圧式 <input type="checkbox"/>直結増圧式 <input type="checkbox"/>貯水槽式 </td> </tr> <tr> <td>メーター口径</td> <td> <input type="checkbox"/>φ13mm <input type="checkbox"/>φ20mm <input type="checkbox"/>φ25mm <input type="checkbox"/>φ30mm <input type="checkbox"/>φ40mm <input type="checkbox"/>φ50mm <input type="checkbox"/>φ _____ mm </td> </tr> </table>	決	裁							使用者番号	水栓番号	所長																		整理番号		誓約事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急やむを得ない場合の給水制限、断水及び濁り水等により損害が生じても、大阪広域水道企業団に対し損害を請求しません。 2. 加入金・手数料等について、大阪広域水道企業団水道事業給水条例の定めに従い納付します。 3. メーターの設置場所周辺は、メーターの検針、取替又は修繕に支障のないよう管理します。もし支障が生じた場合には、メーター位置の変更等、自費で必要な対応を行います。 4. 借用したメーターを亡失又は毀損した場合は、その損害を賠償します。 5. 配水管から分岐した本給水装置は私の所有物ですので、私が責任をもって維持管理します。 6. 本給水装置の老朽化等による錆水又は通水障害により配管替えを必要とする場合は、自費で対応します。 7. この工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合、すべて工事申込者の責任において解決します。 8. 本給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対して一切の権利義務を承継します。 	委任代理人	指定給水装置工事事業者 指定第 _____ 号 住所 _____ 氏名又は名称 代表者の氏名 _____ 電話番号 _____ 主任技術者交付番号 第 _____ 号 氏名 _____ 上記の誓約事項及び提出書類は全て申込者に説明しています。	工 種 A 新 設 B 改 良 C 臨 時 栓 D 給水主管 DD 引込管 E 撤 去 F 修 繕	※企業団使用欄		給水方式	<input type="checkbox"/> 直結直圧式 <input type="checkbox"/> 3～5階直結直圧式 <input type="checkbox"/> 直結増圧式 <input type="checkbox"/> 貯水槽式	メーター口径	<input type="checkbox"/> φ13mm <input type="checkbox"/> φ20mm <input type="checkbox"/> φ25mm <input type="checkbox"/> φ30mm <input type="checkbox"/> φ40mm <input type="checkbox"/> φ50mm <input type="checkbox"/> φ _____ mm	<p>令和8年10月適用5水道事業に係る対応</p>
決	裁							使用者番号	水栓番号																																																																											
水道技術管理 補助者																																																																																				
								整理番号																																																																												
誓約事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急やむを得ない場合の給水制限、断水及び濁り水等により損害が生じても、大阪広域水道企業団に対し損害を請求しません。 2. 加入金・手数料等について、大阪広域水道企業団水道事業給水条例の定めに従い納付します。 3. メーターの設置場所周辺は、メーターの検針、取替又は修繕に支障のないよう管理します。もし支障が生じた場合には、メーター位置の変更等、自費で必要な対応を行います。 4. 借用したメーターを亡失又は毀損した場合は、その損害を賠償します。 5. 配水管から分岐した本給水装置は私の所有物ですので、私が責任をもって維持管理します。 6. 本給水装置の老朽化等による錆水又は通水障害により配管替えを必要とする場合は、自費で対応します。 7. この工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合、すべて工事申込者の責任において解決します。 8. 本給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対して一切の権利義務を承継します。 																																																																																			
委任代理人	指定給水装置工事事業者 指定第 _____ 号 住所 _____ 氏名又は名称 代表者の氏名 _____ 電話番号 _____ 主任技術者交付番号 第 _____ 号 氏名 _____ 上記の誓約事項及び提出書類は全て申込者に説明しています。	工 種 A 新 設 B 改 良 C 臨 時 栓 D 給水主管 DD 引込管 E 撤 去 F 修 繕																																																																																		
※企業団使用欄																																																																																				
給水方式	<input type="checkbox"/> 直結直圧式 <input type="checkbox"/> 3～5階直結直圧式 <input type="checkbox"/> 直結増圧式 <input type="checkbox"/> 貯水槽式																																																																																			
メーター口径	<input type="checkbox"/> φ13mm <input type="checkbox"/> φ20mm <input type="checkbox"/> φ25mm <input type="checkbox"/> φ30mm <input type="checkbox"/> φ40mm <input type="checkbox"/> φ50mm <input type="checkbox"/> φ _____ mm																																																																																			
決	裁							使用者番号	水栓番号																																																																											
所長																																																																																				
								整理番号																																																																												
誓約事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急やむを得ない場合の給水制限、断水及び濁り水等により損害が生じても、大阪広域水道企業団に対し損害を請求しません。 2. 加入金・手数料等について、大阪広域水道企業団水道事業給水条例の定めに従い納付します。 3. メーターの設置場所周辺は、メーターの検針、取替又は修繕に支障のないよう管理します。もし支障が生じた場合には、メーター位置の変更等、自費で必要な対応を行います。 4. 借用したメーターを亡失又は毀損した場合は、その損害を賠償します。 5. 配水管から分岐した本給水装置は私の所有物ですので、私が責任をもって維持管理します。 6. 本給水装置の老朽化等による錆水又は通水障害により配管替えを必要とする場合は、自費で対応します。 7. この工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合、すべて工事申込者の責任において解決します。 8. 本給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対して一切の権利義務を承継します。 																																																																																			
委任代理人	指定給水装置工事事業者 指定第 _____ 号 住所 _____ 氏名又は名称 代表者の氏名 _____ 電話番号 _____ 主任技術者交付番号 第 _____ 号 氏名 _____ 上記の誓約事項及び提出書類は全て申込者に説明しています。	工 種 A 新 設 B 改 良 C 臨 時 栓 D 給水主管 DD 引込管 E 撤 去 F 修 繕																																																																																		
※企業団使用欄																																																																																				
給水方式	<input type="checkbox"/> 直結直圧式 <input type="checkbox"/> 3～5階直結直圧式 <input type="checkbox"/> 直結増圧式 <input type="checkbox"/> 貯水槽式																																																																																			
メーター口径	<input type="checkbox"/> φ13mm <input type="checkbox"/> φ20mm <input type="checkbox"/> φ25mm <input type="checkbox"/> φ30mm <input type="checkbox"/> φ40mm <input type="checkbox"/> φ50mm <input type="checkbox"/> φ _____ mm																																																																																			

標準給水装置工事施行基準（令和8年4月版） 新旧対照表

新	旧	改訂理由
<p>(様式第4号)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p>(給水装置工事申込者) 氏名又は名称 代表者の氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">誓約書（用途指定）</p> <p>この度、給水装置工事の許可を受けるにあたり、次の事項を条件とすることを誓約します。この給水装置を第三者に譲渡する場合は、承継者に誓約事項を遵守させます。また、誓約事項に違反したときは、直ちに給水を停止されても一切異議を申立てしません。</p> <p>給水装置工事場所 _____</p> <p>誓約事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途指定 <input type="checkbox"/> 散水用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> 畑用 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 上記以外の用途には、使用しません。 ・既設管使用 この給水装置の維持管理については責任をもって管理しますが、当方の故意または過失によるメーター上流側の腐食漏れ、その他補修の必要が生じたときは、自費をもって施工します。また、当該給水装置が不適當と指摘されたときは、直ちに切断し、その他必要な措置をします。 ・出水不良 この給水装置に、当方の故意または過失による出水不良の問題が生じた場合は、大阪広域水道企業団に対して異議申立てをしないことは勿論、大阪広域水道企業団の指定給水装置工事事業者を通じ、自費をもって改良工事等適切な措置をします。 ・給水用具 この給水装置工事で使用した給水用具を起因として、将来水質異常等の問題が生じた場合は、大阪広域水道企業団に対して異議申立てをしないことは勿論、大阪広域水道企業団の指定給水装置工事事業者を通じ、自費をもって撤去等の適切な改良工事を行います。 	<p>(様式第4号)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p>(給水装置工事申込者) 氏名又は名称 代表者の氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">誓約書（用途指定）</p> <p>この度、給水装置工事の許可を受けるにあたり、次の事項を条件とすることを誓約します。この給水装置を第三者に譲渡する場合は、承継者に誓約事項を遵守させます。また、誓約事項に違反したときは、直ちに給水を停止されても一切異議を申立てしません。</p> <p>給水装置工事場所 _____</p> <p>誓約事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途指定 <input type="checkbox"/> 散水用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> 畑用 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 上記以外の用途には、使用しません。 ・既設管使用 この給水装置の維持管理については責任をもって管理し、腐食漏れ、出水不良、その他補修の必要が生じたときは、自費をもって施工します。また、当該給水装置が不適當と指摘されたときは、直ちに切断し、その他必要な措置をします。 ・出水不良 この給水装置に出水不良の問題が生じた場合は、大阪広域水道企業団に対して異議申立てをしないことは勿論、大阪広域水道企業団の指定給水装置工事事業者を通じ、自費をもって改良工事等適切な措置をします。 ・給水用具 この給水装置工事で使用した給水用具を起因として、将来水質異常等の問題が生じた場合は、大阪広域水道企業団に対して異議申立てをしないことは勿論、大阪広域水道企業団の指定給水装置工事事業者を通じ、自費をもって撤去等の適切な改良工事を行います。 	<p>給水装置の維持管理義務は、原則、給水装置保管者にあることを明記</p>

標準給水装置工事施行基準（令和8年4月版） 新旧対照表

新	旧	改訂理由
<p>(様式第5号)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p>(給水装置工事申込者) 氏名又は名称 _____ 代表者の氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書 (引込管)</p> <p>この度、下記の場所にて、引込管工事の申し込みをするにあたり、下記の事項を条件とすることを誓約します。</p> <p>給水装置工事場所 _____</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 引込給水管の口径は _____mm管とします。 給水管の埋設深度は道路管理者の指示に従います。 埋設管の位置表示については、大阪広域水道企業団の指示する方法で明示します。 給水管の引込み位置がメーター設置位置と横振り配管となる場合又は口径変更が生じた場合は、引込給水管の布設替を行います。 引込給水管が不要となった場合は、自費をもって速やかに撤去します。 この引込給水管を使用して給水装置工事を行う場合は、必ず工事着手前に大阪広域水道企業団の指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事の申込みを提出し、承認を得ます。 この引込給水管は、当方が責任をもって維持管理しますが、当方の故意または過失による出水不良、漏水、盗水等の事故が生じたときは自費をもって修繕等の適切な措置を行います。 また、第三者に損害が生じた場合も含め当方で措置し、大阪広域水道企業団には一切迷惑をかけません。 この給水装置を第三者に譲渡する場合は、承継者に誓約事項を遵守させます。 	<p>(様式第5号)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p>(給水装置工事申込者) 氏名又は名称 _____ 代表者の氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書 (引込管)</p> <p>この度、下記の場所にて、引込管工事の申し込みをするにあたり、下記の事項を条件とすることを誓約します。</p> <p>給水装置工事場所 _____</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 引込給水管の口径は _____mm管とします。 給水管の埋設深度は道路管理者の指示に従います。 埋設管の位置表示については、大阪広域水道企業団の指示する方法で明示します。 給水管の引込み位置がメーター設置位置と横振り配管となる場合又は口径変更が生じた場合は、引込給水管の布設替を行います。 引込給水管が不要となった場合は、自費をもって速やかに撤去します。 この引込給水管を使用して給水装置工事を行う場合は、必ず工事着手前に大阪広域水道企業団の指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事の申込みを提出し、承認を得ます。 この引込給水管は、当方が責任をもって維持管理するものとし、出水不良、漏水、盗水等の事故が生じたときは自費をもって修繕等の適切な措置を行います。 また、第三者に損害が生じた場合も含め当方で措置し、大阪広域水道企業団には一切迷惑をかけません。 この給水装置を第三者に譲渡する場合は、承継者に誓約事項を遵守させます。 	<p>給水装置の維持管理義務は、原則、給水装置保管者にあることを明記</p>

標準給水装置工事施行基準（令和8年4月版） 新旧対照表

新	旧	改訂理由
<p>(様式第10号)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p>(給水装置工事申込者) 氏名又は名称 代表者の氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">直結直圧式・増圧式維持管理誓約書</p> <p>上記の給水方式をするにあたり、次の事項を確認し、了解いたします。</p> <p>給水装置工事場所 _____</p> <ol style="list-style-type: none"> 水道使用者への周知 次の事項について、水道使用者等に周知するとともに、大阪広域水道企業団に苦情等を申し立ていたしません。 (1) 貯水槽のような貯留機能が無いため、水道管工事や水道メーターの取替等の際は水の使用ができないこと。 (2) 停電・故障、制限給水時、事故時、水道施設の工事等による水圧の低下に伴う、上層階での断水や出水不良が発生した場合、共用の直圧給水栓を使用すること。 断水時の対応 配水管の工事および緊急の断水時には、大阪広域水道企業団に協力いたしますとともに、大阪広域水道企業団水道事業給水条例を順守いたします。 水道メーターの管理及び検針・取替への協力 水道メーター適正に管理するとともに、検針・取替業務に支障がないよう、大阪広域水道企業団に協力します。 維持管理 給水装置を適正に保つため、専門知識をもった関係者により毎年1回以上の定期点検を実施するとともに、必要な修繕等を行い管理します。 既設配管を使用する場合 水圧の変動により、設備や器具等の老朽化した部分での漏水事故や水撃圧による振動、ガタツキ音、水量及び水質等の支障が発生したときは、当方にて適切に処理し、大阪広域水道企業団に一切の異議申し立ていたしません。 苦情等の処理 給水装置に起因するその他の苦情等については、当方の責任において適切に処理いたします。 損害の補償 給水装置に起因して、逆流、水質汚染、漏水や異常な水圧変動が発生した場合は当方において問題解決を行うとともに、大阪広域水道企業団もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。 所有者および管理者の変更等 所有者および管理者に変更があったときは、この誓約書の内容を継承いたします。 	<p>(様式第10号)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p>(給水装置工事申込者) 氏名又は名称 代表者の氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">直結直圧式・増圧式維持管理誓約書</p> <p>上記の給水方式をするにあたり、次の事項を確認し、了解いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 水道使用者への周知 次の事項について、水道使用者等に周知するとともに、大阪広域水道企業団に苦情等を申し立ていたしません。 (1) 貯水槽のような貯留機能が無いため、水道管工事や水道メーターの取替等の際は水の使用ができないこと。 (2) 停電・故障、制限給水時、事故時、水道施設の工事等による水圧の低下に伴う、上層階での断水や出水不良が発生した場合、共用の直圧給水栓を使用すること。 断水時の対応 配水管の工事および緊急の断水時には、大阪広域水道企業団に協力いたしますとともに、大阪広域水道企業団水道事業給水条例を順守いたします。 水道メーターの管理及び検針・取替への協力 水道メーター適正に管理するとともに、検針・取替業務に支障がないよう、大阪広域水道企業団に協力します。 維持管理 給水装置を適正に保つため、専門知識をもった関係者により毎年1回以上の定期点検を実施するとともに、必要な修繕等を行い管理します。 既設配管を使用する場合 水圧の変動により、設備や器具等の老朽化した部分での漏水事故や水撃圧による振動、ガタツキ音、水量及び水質等の支障が発生したときは、当方にて適切に処理し、大阪広域水道企業団に一切の異議申し立ていたしません。 苦情等の処理 給水装置に起因するその他の苦情等については、当方の責任において適切に処理いたします。 損害の補償 給水装置に起因して、逆流、水質汚染、漏水や異常な水圧変動が発生した場合は当方において問題解決を行うとともに、大阪広域水道企業団もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。 所有者および管理者の変更等 所有者および管理者に変更があったときは、この誓約書の内容を継承いたします。 	<p>どこの工事であるか限定するため追記</p>